

「食品の安全に関する基本方針及び推進プラン」の改定について

令和 8 年 7 月
食品生活衛生課

1 プラン改定における基本的な考え方

今回のプラン改定は、「あるべき姿」、「領域の設定と目指す姿」、「基本的な視点」、「行政、生産者、事業者及び消費者の役割」及び「施策体系」を現行プランから引き継ぎ、各取組における課題や社会情勢の変化等を踏まえ、見直しを行う。

2 基本施策における取組及び数値目標

(1) 領域Ⅰ 安全な食品の提供

ア 衛生管理

(ア) 課題

- ・食中毒の発生状況は、コロナ禍以降、全国的に増加傾向にあり、特にノロウイルスによる食中毒が多発している。
- ・事業者における HACCP の理解はある程度進んだが、小規模な事業者をはじめとして、HACCP を実践していないと考えている事業者も多く存在している。

(イ) 今後の方向性

- ・食中毒予防対策については、近年の食中毒の病因物質として多数を占めるノロウイルス対策の周知啓発等をはじめとして、引き続き衛生管理の徹底に取り組む。
- ・HACCP の推進については、事業者が HACCP を実施できている状態を目指して、事業者の実態に即した丁寧な監視指導に取り組む。

【主な取組】

- 監視指導における HACCP 定着の確認
- 事業者向け講習会の開催等 HACCP 定着のための支援 等

(ウ) 数値目標の改定

① 食中毒予防対策

従前の「有症者 50 人以上の集団食中毒事件数（過去 5 年平均）」から、食中毒の規模にかかわらず食中毒の発生を防止するため、有症者 50 人未満の食中毒を包含した指標として、「人口 10 万人当たりの食中毒患者数」に改める。

【改定前の目標】

指標	計画策定時 (令和元年)	目標値 (令和 7 年)	実績値 (令和 7 年)
有症者 50 人以上の集団食中毒事件数（過去 5 年平均）	2.6 件	2.0 件以下	1.0 件

【改定後の目標】

指標	現状値 (令和 7 年)	目標値 (令和 12 年)
人口 10 万人当たりの食中毒患者数 [人]	13.7	検討中

② HACCPの推進

従前の「講習会受講者に占める HACCP を理解している者の割合」から、事業者の HACCP の実施状況を測る指標として、「一斉監視における HACCP に沿った衛生管理を実施している事業者の割合」に改めるとともに、原則全ての事業者が HACCP を実践できている状態を目指して取り組む。

【改定前の目標】

指標	計画策定時 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
講習会受講者に占める HACCP を理解している者の割合	—	70%	72%

【改定後の目標】

指標	現状値	目標値 (令和12年度)
一斉監視における HACCP に沿った衛生管理を実施している事業者の割合	—	検討中

イ 危機管理

(ア) 課題

- ・違反食品や健康被害のおそれがある食品の自主回収の大部分が、迅速に行われるようになってきているが、一部では、届出時点において店頭撤去や販売先への連絡等、回収の対応が十分ではない事例もみられる。

(イ) 今後の方向性

危機管理体制の整備

- ・被害の発生や拡大を防止するため、事業者が迅速かつ的確に回収対応に着手することができるよう、危機管理対応や体制整備に係る周知啓発及び監視指導に取り組む。

【主な取組】

- 事業者の危機管理マニュアル作成等の支援 等

(ウ) 数値目標の改定

従前の「回収着手報告書提出までの所要日数」から、事業者が迅速かつ的確に回収に着手できているかを測る指標として、「自主回収事案における回収着手までの所要日数」に改め、事業者が自主回収事案を探知してから店頭販売品の撤去や販売先への連絡又は店頭 POP 等による周知等、自主回収の着手が迅速かつ的確に実施されるよう取り組む。

【改定前の目標】

指標	計画策定時 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
自主回収着手報告書提出までの所要日数	—	1日以内	中央値1日 平均値0.9日

【改定後の目標】

指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
自主回収事案における 回収着手までの所要日数	中央値0日 平均値0.4日	検討中

(2) 領域Ⅱ 安心感の醸成

ア 食品表示

(ア) 課題

- ・食品表示（不良）による自主回収の件数は減少しておらず、期限表示やアレルギーの誤記載又は表示漏れ等のチェックミスによるものが多く発生している。
- ・現行プランの数値目標としてモニタリングしている食品表示法の規定に基づく食品自主回収の届出は、消費期限やアレルギー等の食品の安全性に係る事項の違反（不良）のみがその対象であるため、原料原産地や栄養成分表示に係る事項等の状況は反映されていないが、行政による食品表示一斉点検等の監視指導では、こうした事項の不備も多くみられている。

(イ) 今後の方向性

- ・食品表示の監視指導の強化や、表示ミスの事例紹介等食品表示講習会の内容の充実を図ることにより、事業者等が食品の正確な情報を消費者に提供することができるよう取り組む。

【主な取組】

- 監視指導時における食品表示確認
- 食品表示講習会における表示ミス対策の周知 等

(ウ) 数値目標の改定

- ・従前の「表示違反（不良）による回収件数（過去3年平均）」を、引き続きモニタリングしていくとともに、販売されている食品において、原料原産地や栄養成分表示に関わる事項等を含めた食品表示の適正状況を捕捉するため、「食品表示一斉点検において改善指導を受けた施設の割合」を追加する。

【改定前の目標】

指標	計画策定時 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
表示違反（不良）による 回収件数（過去3年平均）	18件	8件以下	22件

【改定後の目標】

指標	現状値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
表示違反（不良）による 回収件数（過去3年平均）	22件	検討中
食品表示一斉点検において 改善指導を受けた施設の割合	54%	

イ リスクコミュニケーション

(ア) 課題

- ・事業者等の苦情対応において、事業者と消費者の間で対話が十分に行われなかったと考えられる事例がみられるが、事業者の対応や食品の安全性には問題がないにもかかわらず、苦情者の納得が得られないケースも含まれている。
- ・行政や事業者等がリスクコミュニケーションの一環として発信している情報が、消費者に十分浸透している状況とはなっていない。

(イ) 今後の方向性

- ・消費者に対するアンケート調査の機会を活用するなど、消費者への普及啓発を強化していくことで、消費者に食品の安全性に関する正しい知識が普及するよう取り組む。

【主な取組】

- 消費者への食品の安全性に関する知識の普及啓発 等

(ウ) 数値目標の改定

- ・従前目標としていた「食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合」には、事業者の対応や食品の安全性には問題がないにもかかわらず、苦情者の納得が得られないケースも含まれることが判明したため、行政や事業者等と消費者間のリスクコミュニケーションの結果を測る指標として、「消費者における食品安全に関する知識の普及率」に改める。

【改定前の目標】

指標	計画策定時 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	実績値 (令和7年度)
食品に関する苦情のうち、事業者等との対話不足を起因とする苦情の割合	21%	10 %以下	19%

【改定後の目標】

指標	現状値	目標値 (令和12年度)
消費者における食品安全に関する知識の普及率※	—	検討中

※消費者における食品安全に関する知識の普及率は、包括連携協定による取組や、消費者団体との連携等により消費者アンケートを実施する。